

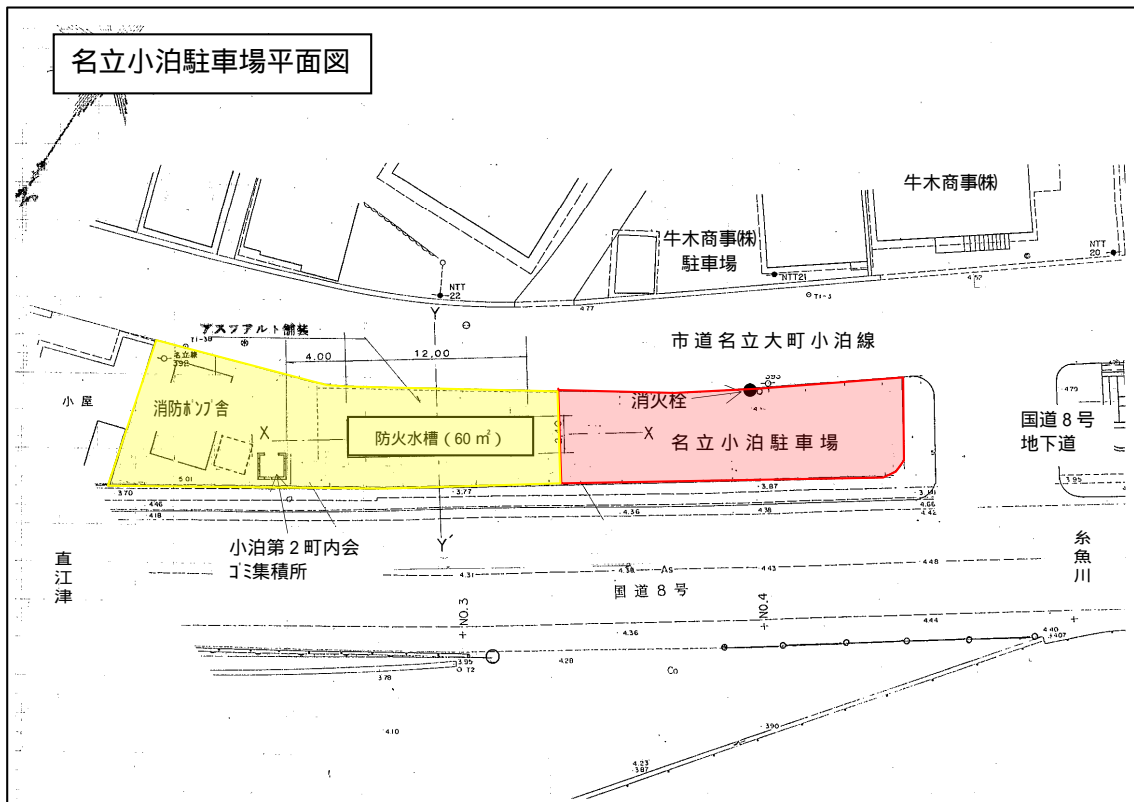
名立小泊駐車場の廃止について

1 名立小泊駐車場について

昭和37年に国道8号が新設された際、町有地に残地が生じ、その際残地の有効活用として、駐車スペースがない近隣住民用、さらに海水浴シーズンにおける観光客や釣り客用の駐車場として整備されたもの。

2 廃止後の利活用について

現在では、公の施設の目的に沿った利用実態がないことから、「公の施設の再配置計画」に基づき駐車場を廃止し、消防ポンプ舎や防火水槽部分（下図黄色網掛け）は行政財産として市が管理し、それ以外の部分（下図赤色網掛け）については地域住民の方への譲渡や貸付を検討しています。



旧山海荘（名立区老人憩の家）の処分について

譲渡等の相手方

- (1) 名称 名立の100年後を創造する会（会長：久保埜 光夫）
- (2) 概略
- ・地域の豊かな自然環境の保全と整備にかかわる事業や人々の交流を促進する事業を行うことにより、もって地域の振興に寄与することを目的とし、平成25年11月設立。
 - ・林野庁「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」、上越市「地域活動支援事業」を受け、宇山山麓及び名立谷浜IC周辺での山桜保護活動、水仙（旧名立町の花）の植栽を行っている。
 - ・当該物件を地域振興の活動拠点及び情報発信基地として譲り受けを希望。
 - ・NPO法人化手続き中。（11月認証予定）
 - ・NPO法人徳合ふるさとの会、桜プロジェクト」と連携し、上越市の資産である「桜」を活かした地域づくりを目指している。

処分までの経緯

平成25年6月に名立地区公民館の供用開始に伴い、用途廃止し、平成26年度取り壊しの予定であったが、上記相手方から譲り受けの意向が示され、市としても地域振興の一助になればと考え、譲渡することとした。

今年度、契約前ではあるが、敷地の草刈や建物の清掃、換気などを無償で実施する旨申し出があり、お願いしている。

処分方法等

- (1) 要旨 建物の全部を有償譲渡（売却）とし、土地の一部を50%減額し有償貸付とする。
- (2) 理由 建物は、耐震工事を含めた改築を相手方が予定していることから有償譲渡とし、土地は、筆の一部にシーサイドパーク名立への送水施設（当該建物への給水施設を兼ねる）が存することや津波指定緊急避難場所となっていること、地域の憩の場として定着していることを勘案し、地積の一部を対象とした有償貸付とする。

契約予定日

相手方がNPO法人として認証された後とする